

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年9月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成27年9月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おりづる
- 3 代表者の氏名  
齊藤 田津子
- 4 主たる事務所の所在地  
上越市西本町2丁目5番6号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、心身に障がいを持つ人に対して、食事提供サービスや販売の技術習得に関する事業を行い、居場所を提供すると共に就職や社会復帰の促進に寄与することを主たる目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (3) 子どもの健全育成を図る活動
  - (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (7) まちづくりの推進を図る活動
  - (8) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県上越市に置く。 (目的) 第3条 この法人は、心身に障害のある人に対し、<u>食事提供サービスの技術習得に関する事業等</u>をと<u>おして就労支援を行うとともに居場所を提供し、自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。</u> (特定非営利活動の種類) 第4条 (略) (1)～(2) (略) (3) <u>社会教育の推進を図る活動</u> (4) (略)  (5) <u>以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</u></p>	<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県上越市西本町2丁目5番6号に置く。 (目的) 第3条 この法人は、心身に障がいを持つ人に対して、<u>食事提供サービスや販売の技術習得に関する事業</u>を行い、居場所を提供すると共に<u>就職や社会復帰の促進に寄与することを主たる目的とする。</u> (特定非営利活動の種類) 第4条 (略) (1)～(2) (略) (3) <u>子どもの健全育成を図る活動</u> (4) (略) (5) <u>男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</u> (6) <u>学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</u> (7) <u>社会教育の推進を図る活動</u> (8) <u>まちづくりの推進を図る活動</u> (9) <u>以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</u></p>

<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① <u>障害者自立支援事業(自立訓練支援、共同生活援助、助言、協力、相談等事業)</u></p> <p>② <u>社会福祉を目的とする事業(企画及び実施)</u></p> <p>③ <u>社会教育の推進を図る活動(障害者理解のための啓発と学習活動支援)</u></p> <p>④ <u>人権擁護又は平和の推進を図る活動(障害者の人権擁護に関する活動支援)</u></p> <p>⑤ <u>職業能力の開発又は雇用の機会の拡充を支援する活動(障害者の就労機会の拡大支援、障害者の就労移行支援、障害者の就労継続支援B型)</u></p> <p>⑥ <u>その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>改訂平成27年3月31日</u></p> <p><u>施行平成27年 月 日</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>① <u>ランチの店「おりづる」の運営を通じた障がい者の自立就労支援事業</u></p> <p>② <u>弁当の製造販売及び配達を通じた障がい者の自立就労支援事業</u></p> <p>③ <u>調理、接客、販売などの研修事業</u></p> <p>④ <u>縫製とその製品、その他地場産品の販売を通じた自立就労支援事業</u></p> <p>⑤ <u>羽ばたけおりづるコンサート事業</u></p> <p>⑥ <u>市民芸術作品の展示事業</u></p> <p>⑦ <u>交流事業</u></p> <p>⑧ <u>その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p>
--	---